

## ギンズブルグ、カルロ『歴史を逆なでに読む』上村忠男、みすず書房、2003.

### 「日本語版の序文」

- ・ベネデット・クローチェ及びリュシアン・フェーブルに共通する、問い合わせが立てられなければ史料は沈黙したままであるという命題。
- ・ギンズブルグにとって、史料と問い合わせの両立によってそれぞれは機能するのであるとともに、史料をその製作者の意図に逆なで（ベンヤミンの歴史哲学のテーゼに登場する語彙）するように読まれなければならない、という命題。
- ・フリウーリ地方での異端裁判の記録文書における、豊富な物語的叙述への強い関心、一方でそれは歴史とフィクションの関係についての考察を促し、他方で証拠となるものが抱える問題についての厳格な考究を要請した。
- ・その間に学問的状況も変化しており、ヘイドン・ホワイトのような、歴史とフィクションは、そのいずれもが取っている物語的様式の面においては厳密に区別不可能であるとする懐疑論的テーゼが登場し、ギンズブルグは大いに危機感を抱いた。とりわけその危機感は、彼らの立場がホロコーストの歴史的事実性を抹消しようとする歴史修正主義者たちを論駁する能力がないことが明らかになった時点で、決定的となった。

### 第1章「証拠と可能性」

- ・ナタリー・ゼーモン・ディヴィス『帰ってきたマルタン・ゲール』（1982、邦訳 1993）
- ・モンテニュのエッセーにおける、推測への過大評価あるいは曖昧表現への贅辞のように、ディヴィスはまさに映画製作という過程の中に事実断定への過剰さが蔓延していることに危機感を示したという。
  - ・「「歴史叙述の実験室」」（20）
  - ・歴史が日常的な事件を基に展開するものであるという視点に立つとき、歴史家と裁判官の共通性が、相違を考慮するにしても、見えてくるとギンズブルグは指摘する。
  - ・アルノ・デュ・ディルとベルトランをめぐる詐欺と不倫の事件をめぐる裁判官による再構成を、さらに深く読み解き異論を唱える歴史家ディヴィス
  - ・「まさしくマルタン・ゲール事件の例外性こそが、記録資料によっては捉えようにも捉えようのないある一つの正規性を明るみにしてくれる。」（24）
  - ・ディヴィス曰く「一部分は私の創作（invention）である。が、その搜索は過去の声によつてしっかりと制御されている」、裁判官にとって現実に対する「可能性」とは否定的な意味しか有しない一方、歴史家にとってそれは調査をさらに進めて例外的なケースを歴史的コンテクストに結びつけるための起爆剤となるのである（25）
  - ・「コラの一節は、ある文体を採用することは現実のある側面だけを選び取って他の側面をふるい落とし、ある連関だけを強調して他の連関を無視し、ある位階だけを確立して他の位階を排除することになるのだということを私たちに想起させてくれる」（31）

・デフォーが、『船乗りヨークロビンソン・クルーソーの生涯と驚くべき冒険』（1719）において、歴史とフィクションを対置させている一方、フィールディングは『みなしごトム・ジョーンズの歴史=物語』というタイトルを臆せずつづけているが、それは『反乱の歴史』の著者クラレンドンに象徴される歴史家に倣おうとしたからであると作者は説明する。そこでは、時間が極めて自覚的に縮小あるいは拡大され、かつすべてが「ドゥームズデイ=ブック」によって資料的に裏付けが為されているのだと主張される。

・少し前まで歴史家の大部分は、（社会科学に同化しようとする傾向を強めつつある）歴史叙述の科学的性格を強調することと、それが文学の次元に位置していることを承認することとの間には、明らかに両立しがたいものがあるとみていた。ところが、今日では、このように自らが文学の次元に位置しているということの証人はしばしば人類学や社会学の著作にも拡大されつつある。しかもこのことは、それを主張するものの考えでは、必ずしも否定的な判断を意味してはいない。しかしながらその際一般に強調されているのは、フィクション、たとえば小説の叙述のうちにも見出しうる認知的な核ではなく、歴史叙述をはじめとして化学的であると主張している叙述のうちにも見出しうる物語的な核の方なのである。二つの叙述タイプの一致は、科学のレベルではなく藝術のレベルで実践される。（39）

・…歴史家たちは、ヘロドトス以来、広く「他者」をわがものとすることを為してきたのであった——あるときにはその「他者」を馴致させることによって、またあるときには逆に自分たちの出発点にあった認識図式を根底から修正することによってである。ゴンブリッヂの用いている表現を借りるならば、「表象の病理学」は、この後者の可能性を開拓しつくしてはいない。みずからの想像、期待、イデオロギーを外部の世界からやってくる諸々の指示（それらは決して愉快なものではないことが多い）に基づいて矯正することをなしていなかつたならば、ホモ・サピエンスはとっくの昔に滅び去っていたであろう。要するに、周囲の（自発的及び社会的な）環境に自らを適応させることを人類に可能にしてきた知的道具の中に、歴史叙述もまた算入されるべきなのである（41—42）

・見たように、今日、歴史叙述には物語的な次元が含まれているということが強調されるとき、そこには、フィクションとストーリー、空想的な物語と真実を語っているのだと称している物語との一歳の区別を、事実上廃止してしまおうとする相対主義的な態度が伴っている、このような傾向に対しては、物語的な次元について自覚的になるということは歴史叙述の持っている認識力を弱めるものではなくて、かえって強化することにつながるのだということが強調されなければならない。それどころか、まさしくここからこそ、私たちがここまで単に若干の問題点を示唆してきたにすぎない歴史叙述的言語活動の根本的な批判は開始せざるを得ないであろう。（42）

・…変化したのは、単に歴史叙述的物語のカテゴリーだけでなく、物語そのもののカテゴリーが変化したのである。物語るものと現実との関係は益々不確かで、ますます問題的なモノになりつつあるかに見える。（48）

・「虚構」とか「可能性」といった言葉に惑わされてはならない。証拠の問題はかつて以上

に歴史研究の忠臣問題である続いている。…すでに失われてしまった資料やもともと制作されることのなかった史料に空間的かつ時間的に隣接する古文書資料によって、欠落部分を包囲しようとするナタリー・ゼーモン・ディヴィスの行った試みは、他にも数多くある解決策のうちの一つであるにすぎない。（49-50）

### 第3章「証拠をチェックする——裁判官と歴史家」

・古典的伝統において歴史の叙述には、ギリシアにおいてエナルゲイア（enargeia）、ローマにおいてエーウィンデンティア・イン・ナラーティオーネ（evidentia in narratione）と呼ばれる脂質、人物や状況を生き生きと表象する能力が要求された。歴史家も法律家と同様、差も現実であるかのごとき幻想を与えることによって説得力のある議論を作り出すことが期待された。自分や他人によって収集された証拠を提示することによってではなくて、である。証拠を蒐集することは、十八世紀の半ばまでは、歴史家ではなく、古遺物研究家や博識家の仕事だった。・・・エドワード・ギボンが歴史叙述と古遺物研究的アプローチを成功裏に結合した最初の著作である彼の『ローマ帝国衰亡史』を出版するのは、1776年のことである。

（79）

・19世紀において主張された、「歴史叙述は、証拠に基盤をおいている限り、諸々の抗争を超えて、「万人にとって同一の、普遍的に承認された法廷」になりうる」という考えは、支配的な実証主義的雰囲気によって強化されつつ当時急速に普及していた一つの思想傾向を如実に反映したものであったが、この裁判モデルは、歴史家たちに、事件に集中することとそのような説明的枠組みに基づいたアプローチに抵抗するような現象を無視することとを求めた。そのような考えに逆うことが、1929年にマルク・ブロックとリュシアン・フェーヴルによって創刊された雑誌『経済社会史年報（アナール）』の標語であった。ブロックの未完の書曰く「ロベスピエール派の人々も、反ロベスピエール派の非飛び地も、お願ひだ、どうかただ一言、ロベスピエールとは何ものであったのかを言ってくれたまえ」（80-81）

・ブロック、フェーヴルらの主張を向けるべき問題は、今日的な「証拠」に注目したとき、さらに込み入ってみるとギンズブルグは指摘する。

・実証主義の内には、まごうかたなく排斥されるべき一つの要素がある。証拠と現実との関係を単純化してしまう傾向がそれである。実証主義の下では、証拠が分析に付されるのは、ただ、それが——意図的なモノであるにせよそうでないものにせよ——歪曲を被っているかどうか、またいつ被ったのかを確認するためでしかない。こうして歴史家には三つの可能性が提示されることとなる。資料が偽物である可能性、資料自体は本物であるがその提供する情報が嘘や間違ったものである可能性、資料が本物でしかも信用するに足るものである可能性の三つである。初めの二つの場合には証拠は棄却され、最後の場合には受容される・ただし。それはあくまで何かほかのモノの証拠としてでしかない。言い換えるならば、証拠はそれ自体が資料であるとみられることはなく、透明な媒体——私たちをじかに現実

に接近させてくれる開かれた窓と見られているのである。 (8 3)

・歴史家と裁判官の仕事は、X をある歴史的事件の多分名前の分からぬ主人公か、それとも刑事訴訟の主体、そして Y を何らかの行為とすれば、X が Y を行ったということを一定の規則に基づいて証明する能力があるということを含意している、と結論することができる。しかし、時には、裁判官なら法律上存在しないとして棄却してしまうであろう様なケースが、歴史家の眼には実り多いものと映るようなこともある。 (8 6)

・じじつ、歴史家と裁判官がそれぞれ目指すものは伝統的に大きく相違してきたのであり、歴史家はもっぱら政治的および軍事的な出来事を扱ってきた。しかし、伝記こそは、個々人の生活を扱う教会横断的なジャンルであり、それは古代ギリシア人から届けられてきた。ミシュレは『魔女』 (1862) において、架空の伝記と「真正なる記録」とを混ぜ合わせることによって、三重の障害——対象が普通一般に受け入れられている基準からすれば取りに足らない存在であること、証言がわずかしか残っていないこと、ふさわしい文体モデルが存在しないこと——を乗り越えたのであるが、ヴァージニア・ウルフ『オーランドー』 (1928) は、歴史的復元作業よりも文学的創作の方に基盤をおいている限りでは同一とは言えないにしても、同じ方向の一つの作業とみなすことができ、主人公は男女両性具有者である。(8 6 – 8 9)

・実証主義がすでに至る所にしみわたっていたこと也有って、『魔女』は当時一種の小説として片づけられた (8 9)